## 級及び職制上の段階ごとの職員数(令和6年4月1日現在) 【医療局】

※ 端数処理の関係上、各表の構成比の合計が100%に満たない場合があります。

1 行政職給料表 (1) 職制上の段階ごとの職員数

職制上の段階	(人)	(%)
主事級	199	46.7
主査級	127	29.8
主任主査級	59	13.8
担当課長級	14	3.3
総括課長級	22	5. 2
次長級	5	1.2
合計	426	100.0

(2)	級ごとの職員数及び職制上の段階に属する職の内訳					
級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合詞 (人)	合計 内訳 (人) 【(%) 職名 【(人)		(人)	職制上の段階
1級	定型的な業務を行う職務	124	() - /	主事医療社会事業士計	103 21 124	
2級	高度の知識経験を必要とする業務を行う職務	75	17. 6	主事 技師 医療社会事業士 行政専門員	55 2 9 9 75	主事級
3級	(1) 本庁の主査又は主任の職務 (2) 病院等の事務局の係長、主査又は主任の職務 (3) 規模の小さい病院等の事務局の次長又は課長の 職務	64	15. 0	係長 主任 主査医療社会事業士 主任医療社会事業士	1 52 1 10 64	· - 木切
4級	(1) 本庁の特命課長、主任主査又は困難な業務を行う主査の職務 (2) 病院等の事務局の室長、主任主査又は困難な業務を行う係長若しくは主査の職務 (3) 規模の小さい病院等の事務局の長又は困難な業務を行う次長若しくは課長の職務	77	18. 1	主任 主查 主查医療社会事業士 課長 (小規模病院) 係長 主任主查	1 26 7 4 25 4	主査級
5級	(4) 規模の大きい病院の事務局の次長又は課長の職務 (1) 本庁の担当課長又は困難な業務を行う特命課長	59	12 8	課長 (大規模病院) 上席医療社会事業士 計主任主査	77 16	· 主任主査級
J NX	者しくは主任主査の職務 (2) 病院等の事務局の困難な業務を行う室長又は主 任主査の職務 (3) 規模の小さい病院等の困難な業務を行う事務局 長の職務		13.0	事務局次長 課長 (大規模病院) 上席医療社会事業士 病院付 (主任主査級) 事務局長	15 10 3 1	
	(4) 規模の大きい病院の事務局の困難な業務を行う 次長又は課長の職務			担当課長 特命課長 専門幹 計	7 1 2 59	担当課長級
6級	<ul><li>(1) 本庁の総括課長、医師支援推進監又は特命参事の職務</li><li>(2) 規模の大きい病院の事務局長の職務</li><li>(3) 主幹又は技術主幹の職務</li></ul>	9	2. 1	総括課長 事務局長 主幹 病院付(総括課長級) 計	1 3 4 1 9	総括課長級
7級	(1) 本庁の高度の知識経験を必要とする総括課長又は医師支援推進監の職務 (2) 規模の大きい病院の高度の知識経験を必要とする事務局長の職務	13	3. 1	総括課長 医師支援推進監 事務局長 計	3 2 8	<b>かいコロ IA</b> 大 J文 が文
8級	本庁の次長又は室長の職務	5	1. 2	次長 参事 計	2 3 5	次長級
	合計	426	100.0	,,,,	Э	

2 医療職給料表(1)(1) 職制上の段階ごとの職員数

職制上の段階	( )	(%)
主事級	98	15. 4
主査級	16	2.5
主任主査級	180	28. 3
総括課長級	319	50. 2
次長級	16	2. 5
部長級	6	0.9
合計	635	100.0

(2) 級ブレの職員粉及び職制上の段階に届する職の内記

(2)	級ごとの職員数及び職制上の段階に属する	職の内訳				
級	基準となるべき職務	合計		合計 内訳		職制上の段階
		(人)	(%)	職名	(人)	
1級	医療業務を行う職務	112	17. 6	医師(主事級) 医師(主査級)	98 14	主事級
				計	112	主査級
2級	1 病院等の科長、科医長、副地域診療センター長又は診療所長の職務 2 高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務	182	28.7	医師 科長 科医長	2 57 123	主任主査級
				計	182	
3級	病院等の院長、統括副院長、救命救急 センター長、副院長、部長、センター 長、室長、副救命救急センター長、部 次長、副センター長、参与又は高度の 知識経験を必要とする科長、科医長、 副地域診療センター長若しくは診療所 長の職務	224		副院長 科長長 部長長 部次長 救ンシター長 センター長 センター長 も も も も 計	7 138 52 1 11 1 2 11	総括課長級
4級	病院等の理事又は高度の知識経験を必要とする院長、統括副院長、救命救急 センター長、副院長、部長若しくは参 与の職務	117	18. 4	副センター長 センター長 副院長 科部 長 長 長 等事 長 (次長級) 統括 副院長 (次長級) 統長 (次長級)	1 2 45 3 6 9 20 9 14 2	次長級
				計	117	部長級
	合計	635	100.0		•	

## 3 医療職給料表(2)(1) 職制上の段階ごとの職員数

(1) 城門工が終宿ことが城員数		
職制上の段階	(人)	(%)
主事級	495	50.7
主査級	384	39.3
主任主査級	28	2.9
担当課長級	52	5. 3
総括課長級	18	1.8
合計	977	100.0

(2)	級ごとの職員数及び職制上の段階に属する職の内訳					
級	級別基準職務表に規定する基準となる職務		計	内訳		職制上の段階
1級	病院等の診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、理療士、管理栄養士、栄養士又は歯科衛生士(以下「診療放射線技師等」という。)の職務	(人)	0.9	職名 診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	(人) 1 5 1 1 1	
2級	<ul><li>(1) 病院等の薬剤師、臨床心理士、公認心理師の職務</li><li>(2) 病院等の困難な業務を行う診療放射線技師等の職務</li></ul>	244	25. 0	薬剤師 公認心理師 診療放射線技師 臨床校立学技士 理学療法士 作業療法士 管理事技術 に株査学技・ 理学療法士 作業・事技・ 薬事技・ 薬療技・ 薬療技・ 、	17 4 34 51 12 52 25 15 13 1 9 6 5	主事級
3級	(1) 病院等の主任薬剤師、主任臨床心理士、主任公認心理師、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任臨床工学技士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士、主任言語聴覚士、主任理療士、主任管理栄養士、主任栄養士又は主任歯科衛生士(以下「主任薬剤師等」という。)の職務(2)病院等の困難な業務を行う薬剤師又は臨床心理士の職務(3)病院等の特に困難な業務を行う診療放射線技師等の職務	260	26. 6	薬剤師 公認心理師 診療放射線技師 臨床工学技士 理学療法士 作業療法士 提能訓練士 提起	43 4 41 46 20 28 25 1 9 25 11 1 1 1 2 1	
4級	(1) 本庁の主査の職務 (2) 病院等の臨床心理科長、副臨床検査技師長、副診療放射線技師長、副リハビリテーション技師長、栄養管理科次長、主査薬剤師、主査臨床心理士、主査公認心理師、主査警療法士、主査作業療法士、主査視能訓練士、主査言語聴覚士、主査理療士、主査管理栄養士、主査視能訓練士、主査言語聴覚士、主査理療士、主査管理栄養士、主査栄養士又は主査歯科衛生士の職務 (3) 病院等の困難な業務を行う主任薬剤師等の職務(4) 規模の小さい病院等の診療放射線技師長、臨床体査技師長、リハビリテーション技師長、栄養管理科長又は薬剤科次長(以下「診療放射線技師長等」という。)の職務	356	36. 4	主査 診療放射線技師長 端養育 整 養育 等 養育 等	1 5 5 1 1 15 16 20 2 34 22 4 10 5 8 4 2 2 55 18 9 9 4 6 6 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	主査級

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階
		(人)	(%)	職名	(人)	
5級	(1) 主任主査の職務 (2) 病院の薬剤部次長の職務 (3) 規模の小さい病院の薬剤科長の職務 (4) 規模の大きい病院の診療放射線技師長等の職務 (5) 特に規模の大きい病院の副診療放射線技師長又は副臨床検			特任公認心理師 特任診療放射線技師 特任臨床工学中ション技師長 専門幹リハビリテーション技師	1 2 3 3 1	主査級
	査技師長の職務	83	8. 5	い病院) 栄養管理科次長 (大規模病院)	4	主任主査級
				薬剤科長 診療放射線技師長 (大規模病院) 臨床検査技師長 (大規模病院) 臨床工学技師長 (大規模病院) リハビリテーション技師長 (大規模 病院) 専門幹薬剤師 専門幹臨床検査技師	5 13 13 2 9 2 1	担当課長級
6級	(1) 本庁の診療放射線指導監、臨床検査指導監若しくはリハビリテーション指導監又は栄養管理指導監の職務 (2) 病院等の困難な業務を行う薬剤部次長の職務 (3) 規模の大きい病院の薬剤科長の職務			リハビリテーション技師長(特に規 模の大きい病院) 栄養管理科長(特に規模の大きい病 院)	2 5	
	(4) 特に規模の大きい病院の診療放射線技師長、臨床検査技師 長若しくはリハビリテーション技師長又は栄養管理科長の職務	22	2.3	薬剤科長 (大規模病院) 診療放射線技師長 (特に規模の大きい病院) 計	14 1	
7級	(1) 本庁の薬事指導監又は高度の知識経験を必要とする診療放射線指導監、臨床検査指導監若しくはリハビリテーション指導監又は栄養管理指導監の職務(2) 病院等の薬剤部長の職務(3) 特に規模の大きい病院の高度の知識経験を必要とする診療放射線技師長、臨床検査技師長若しくはリハビリテーション技師長又は栄養管理科長の職務	3	0.3	薬事指導監 薬剤部長 臨床検査技師長(特に規模の大きい 病院)	1 1	総括課長級
-	合計	977	100.0	計	3	

# 4 医療職給料表(3) (1) 職制上の段階ごとの職員数

(-)		
職制上の段階	(人)	(%)
主事級	2, 296	71.4
主査級	841	26. 2
主任主査級	56	1.7
担当課長級	5	0.2
総括課長級	16	0.5
合計	3, 214	100.0

(2) 着	吸ごとの職員数及び職制上の段階に属する職の内訳					
級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合詞	合計 内訳			職制上の段階
		(人)	(%)	職名	(人)	
1級	病院等の准看護師の職務	68		准看護師 看護技術員 計		
2級	病院等の助産師、看護師又は困難な業務を行う准看護師の 職務	680		看護師 看護技術員 計		主事級
3級	1 病院等の主任助産師又は主任看護師の職務 2 病院等の困難な業務を行う助産師又は看護師の職務	1, 538		看護師 主任看護師 看護技術員 計		
4級	1 本庁の主任主査又は主査 2 病院等の看護師長、医療安全管理専門員、特任助産 師、特任看護師又は看護師長補佐の職務 3 病院等の困難な業務を行う主任助産師又は主任看護 師の職務 4 規模の小さい病院等の副総看護師長の職務	729		看護師 看護専門員(主事級) 主任看護師 看護師長補佐 看護専門員(主査級) 計	8 2 549 157 13	宇杳級
5級	1 本庁の困難な業務を行う主任主査の職務 2 病院等の看護部次長又は上席医療安全管理専門員の職務 3 病院等の困難な業務を行う看護師長、医療安全管理専 門員、特任助産師又は特任看護師の職務	183	5. 7	特任看護師 副総看護師長(小規模病院) 看護師長 医療安全管理専門員 専門幹看護師(主査級)	9 6 91 12 4	工业权
	4 規模の小さい病院等の総看護師長又は困難な業務を行う副総看護師長の職務 5 規模の大きい病院の副総看護師長の職務			看護部次長 上席医療安全管理専門員 副総看護師長(大規模病院) 課付(主任主査級) 主任主査 専門幹看護師(主任主査級)	5 2 41 1 1 6	主任主査級
				<u>総看護師長</u> 計		担当課長級
6級	1 本庁の看護指導監又は副看護指導監の職務 2 病院の看護部長の職務 3 規模の大きい病院の総看護師長の職務	15	0. 5	総看護師長(大規模病院) 看護指導監 計	14 1 15	総括課長級
7級	1 本庁の高度の知識経験を必要とする看護指導監の職務 2 病院の高度の知識経験を必要とする看護部長の職務	1	0.0	看護部長	1	小心1白1水1文7汉
	合計	3, 214	100.0	i i		

## 5 技能職等給料表

(人) (分)	5 技能職	等給料表					
1級	級	級別基準職務表に規定する基準となる職務		. ,	,,		
(2) 相当の技能又は経験を必要とするボイラー技士の職務 (2) 相当の技能又は経験を必要とする運転技士の職務 (4) 相当の技能又は経験を必要とする運転技士の職務 (4) 相当の技能又は経験を必要とする電話交換手の職務 (5) 相当の技能又は経験を必要とする電話交換手の職務 (6) 相当の技能又は経験を必要とする事務補助員の職務 (7) 相当高度の技能又は経験を必要とする電話交換手の職務 (7) 相当高度の技能又は経験を必要とする運転技士の職務 (2) 相当高度の技能又は経験を必要とする運転技士の職務 (3) 相当高度の技能又は経験を必要とする調理師の職務 (4) 相当高度の技能又は経験を必要とする調理師の職務 (5) 相当高度の技能又は経験を必要とする調理師の職務 (6) 相当高度の技能又は経験を必要とする可能が表 (7) 相当高度の技能又は経験を必要とする事務補助員の職務 (7) 相当高度の技能又は経験を必要とする可能対して (1) 高度の技能又は経験を必要とする可能が表 (3) 高度の技能又は経験を必要とする運転技士の職務 (5) 高度の技能又は経験を必要とする運転技士の職務 (6) 高度の技能又は経験を必要とする可能が表 (7) 相当高度の技能又は経験を必要とする可能が表 (1) 高度の技能又は経験を必要とする運転技士の職務 (5) 高度の技能又は経験を必要とする可能 (5) 高度の技能又は経験を必要とする可能 (6) 高度の技能又は経験を必要とする可能 (5) 特に高度の技能又は経験を必要とする可能 (5) 特に高度の技能又は経験を必要とする可能 (7) 特に高度の技能又は経験を必要とする電話交換手の職務 (5) 特に高度の技能又は経験を必要とする電話交換手の職務 (6) 特に高度の技能又は経験を必要とする電話交換手の職務 (7) 特に高度の技能又は経験を必要とする可能 (2) 特に高度の技能又は経験を必要とする可能 (3) 特に高度の技能又は経験を必要とする可能 (4) 特に高度の技能又は経験を必要とする可能 (5) 特に高度の技能又は経験を必要とする事務補助員の職務 (6) 特に高度の技能又は経験を必要とする事務補助員の職務 (7) 特に高度の技能又は経験を必要とする事務補助員の職務 (7) 特に高度の技能又は経験を必要とする事務補助員の職務 (7) 特に高度の技能又は経験を必要とする技能士の職務 (6) 特に高度の技能又は経験を必要とする技能士の職務 (7) 特に高度の技能又は経験を必要とする技能士の職務 (7) 特に高度の技能又は経験を必要とする政能との職務 (7) 特に高度の技能又は経験を必要とする政能などの職務 (7) 特に高度の技能又は経験を必要とする事務補助員の職務 (7) 特に高度の技能又は経験を必要とする事務補助員の職務 (7) 特に高度の技能又は経験を必要とする事務補助量の職務 (7) 特に高度の技能又は経験を必要とする事務補助量の職務 (7) 特に高度の技能又は経験を必要とする事務補助量の職務 (7) 特に高度の技能又は経験を必要とする事務補助量の (7) 特に表情ななどの表情などの表情などの表情などの表情などの表情などの表情などの表情など	1 級	<ul> <li>(2) 運転技士の職務</li> <li>(3) 調理師の職務</li> <li>(4) 電話交換手の職務</li> <li>(5) 技能士の職務</li> <li>(6) 事務補助員の職務</li> </ul>	17 -7		調理師 技術補助員	17 74	
3級	2級	(2) 相当の技能又は経験を必要とする運転技士の職務 (3) 相当の技能又は経験を必要とする調理師の職務 (4) 相当の技能又は経験を必要とする電話交換手の職務 (5) 相当の技能又は経験を必要とする技能士の職務 (6) 相当の技能又は経験を必要とする事務補助員の職務	8	4. 5	調理師調理技術員	6 2	
4級 (1) 高度の技能又は経験を必要とするボイラー技士の職務 (2) 高度の技能又は経験を必要とする運転技士の職務 (3) 高度の技能又は経験を必要とする調理師の職務 (4) 高度の技能又は経験を必要とする電話交換手の職務 (5) 高度の技能又は経験を必要とする支能士の職務 (6) 高度の技能又は経験を必要とする事務補助員の職務 (7) 高度の技能又は経験を必要とするボイラー技士の職務 (7) 特に高度の技能又は経験を必要とする運転技士の職務 (2) 特に高度の技能又は経験を必要とする運転技士の職務 (2) 特に高度の技能又は経験を必要とする調理師の職務 (3) 特に高度の技能又は経験を必要とする調理師の職務 (4) 特に高度の技能又は経験を必要とする電話交換手の職務 (5) 特に高度の技能又は経験を必要とする技能士の職務 (5) 特に高度の技能又は経験を必要とする技能士の職務 (6) 特に高度の技能又は経験を必要とする技能士の職務 (7) 特に高度の技能又は経験を必要とする方式にの職務 (6) 特に高度の技能又は経験を必要とする技能士の職務 (7) 特に高度の技能又は経験を必要とする有業活交換手の職務 (7) 特に高度の技能又は経験を必要とする有業活の職務 (7) 特に高度の技能又は経験を必要とする作業手の職務 計 76	3級	(2) 相当高度の技能又は経験を必要とする運転技士の職務 (3) 相当高度の技能又は経験を必要とする調理師の職務 (4) 相当高度の技能又は経験を必要とする電話交換手の職務 (5) 相当高度の技能又は経験を必要とする技能士の職務 (6) 相当高度の技能又は経験を必要とする事務補助員の職務	2	1. 1	調理師	2	
(2) 特に高度の技能又は経験を必要とする運転技士の職務       調理師       46         (3) 特に高度の技能又は経験を必要とする調理師の職務       調理専門員       1         (4) 特に高度の技能又は経験を必要とする電話交換手の職務       1         (5) 特に高度の技能又は経験を必要とする技能士の職務       (6) 特に高度の技能又は経験を必要とする事務補助員の職務       1         (7) 特に高度の技能又は経験を必要とする作業手の職務       計       76		(2) 高度の技能又は経験を必要とする運転技士の職務 (3) 高度の技能又は経験を必要とする調理師の職務 (4) 高度の技能又は経験を必要とする電話交換手の職務 (5) 高度の技能又は経験を必要とする技能士の職務 (6) 高度の技能又は経験を必要とする事務補助員の職務 (7) 高度の技能又は経験を必要とする作業手の職務	0		# <del> </del>	0	
	5級	(2) 特に高度の技能又は経験を必要とする運転技士の職務 (3) 特に高度の技能又は経験を必要とする調理師の職務 (4) 特に高度の技能又は経験を必要とする電話交換手の職務 (5) 特に高度の技能又は経験を必要とする技能士の職務 (6) 特に高度の技能又は経験を必要とする事務補助員の職務	76	42. 9	調理師 調理専門員	46 1	
		合計	177	100.0	計	76	